

開示決定等の期限の延長について（通知）

野村 一也 様

警察庁長官



平成26年8月26日付けで開示請求のあった下記の行政文書については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づき、当該行政文書の開示決定等の期限を延長しますので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称

「次のふたつの調査委託等に対し支払った費用。ただし、それぞれの総額およびそれぞれの太田勝敏個人に支払った額がわかるものであること。

(1) 規制速度決定の在り方に関する調査研究

(2) 交通事故抑止に資する取締り・速度規制等の在り方に関する懇談会

のうち、(1) 規制速度決定の在り方に関する調査研究に係るもの

2 延長後の期限

平成26年10月24日（金）

3 延長の理由

開示・不開示の審査に慎重な判断を要することから、法第10条第1項に定める期間内に開示決定を行うことができないため。

4 連絡先

この通知に関しまして、ご不明な点等がございましたら、下記事務担当までお問い合わせください。

・住所 〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

・担当係 警察庁長官官房総務課情報公関係 ・電話番号 03(3581)0141 内線2188

・担当者名 河村

・FAX 03(3581)6840

・E-mail koukai@npa.go.jp